

■みどりの食料システム戦略（令和3年5月策定）、みどりの食料システム法（令和4年7月1日施行）

- 将来にわたって食料の安定供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少等も見据えた農林水産行政を推進する必要がある。他方、SDGsや環境を重視する国内外の動きに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務。
- こうした課題に対応するため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定。
- KPI（重要業績評価指標）の1つとして、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を掲げた。

■植物防疫法の一部改正（令和5年4月1日施行）

- 有害動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、新たに以下の措置が設けられた。
 - 「総合防除」について定義を追加（法第22条第2項）
 - 「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進する仕組みの導入（国による総合防除基本指針、都道府県による総合防除計画の策定）

第五章 指定有害動植物の防除
(定義)

第二十二条 (略)

2 この章で「**総合防除**」とは、有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。

■食料・農業・農村基本法の一部改正（令和6年6月5日施行）

- 人口の減少に伴う農業者の減少、気候の変動、その他農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならないとの基本理念のもと、新たに、伝染性疾病等の発生予防等に係る規定が設けられた。

第2章 基本的施策

第3節 農業の持続的な発展に関する施策
(伝染性疾病等の発生予防等)

第41条 国は、家畜の伝染性疾病及び**植物に有害な動植物**が国内で発生及びまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、その**発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものとする。**